議案第１２号

財産の貸付について

次のとおり財産を貸し付けるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求める。

１　貸し付ける財産

（１）建物（旧平井家住宅主屋・脇蔵）

所　　在　佐倉市新町字横町西側２３３番地４、２３３番地５及び２３３番地６

構　　造　木造地上２階建て

延床面積　２６６．９０平方メートル

建 築 年　見世（主屋）：明治中頃築、座敷棟（主屋）：昭和６年築、脇蔵：大正６年築

（２）建物に附属する土地

所　　在　佐倉市新町字横町西側２３３番地４の一部、２３３番地５及び２３３番地６

地　　目　宅地

面　　積　３４３．８０平方メートル

２　貸し付ける相手方

佐倉市千成１－５－２

合同会社Ｄｒｏｐｏｕｔ　代表社員　坂　本　真　司

３　貸付の目的

１の財産において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業（２

の相手方が建物の内装改修工事等を行った上で催事、貸室等の営業（以下「営業」という。）を行うものをいう。）を実施することにより、地域の活性化及び産業の振興を図ること。

４　無償で貸し付ける期間

貸付期間のうち令和９年１月１日から同年１２月３１日又は営業の開始の日の前日のいずれか早い日までの期間

令和８年１１月２４日提出

佐倉市長　　西　田　三十五